

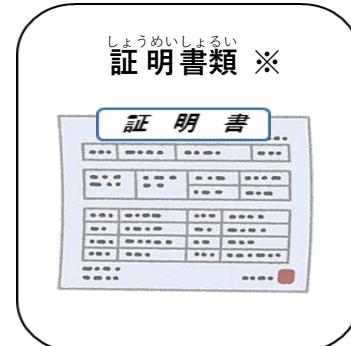
保護者のみなさまへ

大阪市立粉浜小学校
校長 上田 幸司

令和6年度(2024年度)就学援助制度の申請について

「就学援助制度」は、お子さまを学校に通わせることが経済的に困られている家庭の保護者の方に援助をする制度です。詳しくは、一緒に配付している「令和6年度(2024年度)就学援助制度のお知らせ(早期2・一般・随時)」をご覧ください。

申請される方は



※申請理由によって証明書類が異なります。「制度のお知らせ」(P2~3)の一覧表をご確認ください。

申請受付期間

3月1日(金)から6月28日(金)※

※申請区分によって申請期限が異なります。「制度のお知らせ」の1ページをご確認ください。

複数の学校にきょうだいがいるご家庭へ

下記の学校にきょうだいが在籍する場合は、通っているいずれかの学校にまとめて申請書を提出することができます。

ただし申請書は、お子さんが令和6年4月1日以降に在籍する小学校・中学校ごとに作成が必要です。

【対象の小学校・中学校】

◆小学校：加賀屋小学校・加賀屋東小学校・粉浜小学校・北粉浜小学校

安立小学校・敷津浦小学校

◆中学校：加賀屋中学校・住吉第一中学校・住之江中学校

※申請書類には大切な個人情報が含まれています。できる限り、保護者の方がご持参くださいますようお願いいたします。

※申請書を受け付けた際に「受領書」をお渡しします。郵送で提出された場合は「受領書」も郵送いたします。申請書を提出したにもかかわらず、「受領書」がお手元に届かない場合は、お手数ですが提出した学校の事務室までご連絡ください。

《問い合わせ先》

学校運営支援センター 就学支援グループ (電話：06-6115-7653)

大阪市立粉浜小学校 事務室 (電話：06-6672-0001)

〒559-0001 住之江区粉浜2-6-6

裏面もご覧ください

申請に関するQ&A

Q1. 早い時期に申請した方が援助額は多くなるの？

A1. 申請期限内に申請すれば、援助額に違いはありません。



ただし、早期2は認否結果の時期が早いので、より早い時期に援助を受けることができます。

税情報の利用・申請理由が⑫以外の方は、早期2で申請することをお勧めします。

【早期2の申請期限：3月11日（月）】

Q2. 税情報を利用する場合、何か注意することはあるの？

A2. 収入の有無にかかわらず、3月15日までに所得の申告を済ませておいてください。

申告がされていないと税情報を確認ができないため、審査ができません。その場合、追加で所得を証明する書類の提出が必要になることがあります。その他にも注意する点がありますので、

「令和6年度（2024年度）就学援助制度のお知らせ」の3～4ページをご確認ください。

【一般1の申請期限：5月10日（金）】

Q3. 就学援助費を徴収金届出口座以外の口座で受け取るには、どうしたらいいの？

A3. 別途「口座振替申出書」の提出が必要です。

用紙は学校にありますので、ご希望の方はお手数ですが提出する学校までご連絡ください。

Q4. ひとり親家庭の場合はどうしたらいいの？

A4. 「児童扶養手当証書」の写しを提出していただければ申請理由⑥で受付可能です。

ただし、早期2、随時では申請日現在、一般2では4月1日現在で支給を受けていることを証明する書類が必要です。（児童扶養手当を受給中であること、また証書の有効期限が令和6年10月31日となっていることが条件です。）

一般1申請の税情報を利用する場合は令和6年度ひとり親・寡婦控除を申告していればひとり親家庭の添付書類は不要です。